

240号 2020年

1月31日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1 話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp

目次: 1:委員長挨拶 2~3:センター試験手当て廃止に関する要求書を提出

5: テニュア・トラック・ジュニア助教の雇用について 6~7: 全大教より声明

8: 単組だより (附属) 7~8:旅日記

2020年

安心して生活できる労働条件を 充実した仕事ができる労働環境を 岡山大学職員組合に参加して実現しましょう!



新年明けましておめでとうございます。 本年もどうぞよろしくお願いいたします。

2019年は、私たちが重点課題として取り組んで まいりました60分4学期制の見直し、改善につ きまして、大学側も徐々に具体的に動きを見せて きました。そのような中、職員組合では、12月18 日に全学教研集会として立命館大学の仲井邦佳 教授をお招きし『大学の単位制度と学年暦 一ク オーター制,時間割,単位互換等の諸問題一』に ついてお話しいただくなど, 教員のみならず職員 の立場からも見直す必要性について慎重に検討 してまいりました。2021 年度からの実施とそれ までの移行措置については、様々な情報が交錯す る中, まだまだ十分な改善策とはなっていないと 考えています。2020年は、この点についてはしっ かり目を見開き、声をあげていきます。

また昨年は、新年俸制が走り出すと共に、旧年 俸制の制度的な問題点, とりわけ, 旧年俸制テニ ュア・トラックの教員がテニュア化の後に降級す るという問題などが浮き彫りになりました。さら に,一部の人が知り得た情報により住居手当分に



大きな差が生じるなど不公平な結果を ▶️ 生み出しています。このような制度的 欠陥を保障するように要求しています が、いまだ受け容れられていません。

賃金の問題については、2019年度の人事院勧告 を最低水準とし、それを上回る賃金アップを要求 しましたが、かろうじて人勧遵守にとどまりまし た。他にも、教育学部附属学校園の労働環境の問 題が露呈するなど、労働環境については、働き方 改革も絡めた新たな課題として積極的に取り組 んでまいります。

そして,私たちの取 り組みがより強固で 力強いものとなるよ う,組合加入者の増加 をめざします。ぜひ, 皆様方のご理解・ご支



援・ご参加をよろしくお願いします。

2020年1月

岡山大学職員組合 執行委員長 大橋 功































副委員長解任について

本執行委員会において、組合員に対するメールによるパワーハラスメントにより、役員一名を解 任することを決定いたしました。岡山大学職員組合においてパワーハラスメントが発生し、被害者 をはじめとする組合員のみなさまに多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申しあげます。 今後このようなことのないよう再発防止に努めます。

1/7 センター試験手当廃止に関する要求書を提出しました



今年度のセンター試験から、センター試験手当が廃止され超過勤務手当での対応となったことは、すでにみなさまのところにも通知が来ていることと思います。センター試験に

おいて1日7時間45分を超えた場合に超過勤務 手当を支給することは、筋の通ったことであり、 組合としても支持するところですが、そのことと センター試験手当を廃止するというのは本来別 問題として考えるべきだと思います。さらに今回、 センター試験実施直前になってセンター試験手 当廃止を決めたことは、実際にセンター試験業務 に従事する教職員として納得できるものではあ りません。

岡山大学職員組合は、下記の要求書を提出し、 センター試験手当廃止に関する団体交渉を行う こととなりました。日程の関係上、団体交渉はセ ンター試験終了後の2020年2月6日の予定です が、粘り強く交渉していく所存です。この件につ いてご意見のある方は是非組合へお寄せくださ い。

今年度の大学入試センター試験から、従来のセンター試験入試手当を廃止し、超過勤務手当にて対応すると聞いています。

今回のセンター試験手当廃止に関しては、2020年1月のセンター試験の直前の2019年11月に岡山大学職員組合に対して提案がなされました。しかし、組合と十分な交渉を行うことなく、2019年11月29日に「博士論文審査手当および入試手当支給基準」が変更されています。またこの変更は、この件に関する事業場別・部局別職員代表委員会が開催された12月13日より前でもあります。今回の変更は手当の廃止であり不利益変更であることは明白です。手当を含む給与に関する変更については、十分な時間をとって組合と交渉しかつ丁寧に教職員に説明・周知をすることが必要ですが、今回の変更はそれが十分行われていないということに、岡山大学職員組合としてはまず抗議します。その上で、この件について組合と真摯な交渉を行うことを要求します。

要求項目

- 1. センター試験手当廃止について岡山大学職員組合と真摯な交渉を行うこと。また今後,手当を含む給与に関する変更を行う時には事前に岡山大学職員組合と十分な交渉すること。
- 2. センター入試手当を廃止し、超過勤務手当にて対応することとした理由を説明すること。
- 3. 大学入試センター試験実施経費として大学入試センターから岡山大学に配分される経費の金額を明らかにすること。全体の金額と人件費に関する金額について昨年度の実績額と今年度の見込み額を明らかにすること。また今年度の「大学入試センター試験実施経費支出基準」を明らかにすること。
- 4. 11 月の役員会等の資料によると、従来のセンター試験手当の場合の人件費は 1300 万円、超過勤務手当で対応した場合のセンター試験にかかる人件費の総額は 1000 万円となっている。超過勤務手当で対応した場合の 1000 万円の試算根拠を明らかにすること。
- 5. 教員の場合は裁量労働制であるため、超過勤務手当の支給基準があいまいである。裁量労働制の 教員の場合の入試関係での超過勤務時間の計算方法とそれに基づく超過勤務手当の計算方法を 明確にし明文化すること。休日に実施する入試のときの超過勤務時間および超過勤務手当の計 算方法については、振替を同一週内に取った場合、振替を同一週外に取った場合、振替が取れず 代休扱いとなった場合について明文化すること。明文化した超過勤務時間および超過勤務手当 の計算方法については岡山大学職員組合に示すとともに、教職員全てが参照可能な規則として 学内ウェブページに公開すること。
- 6. 大学入試センターから配分される大学入試センター試験実施経費の人件費と 1000 万円との差額について、プラスである場合は差額の使い道を、マイナスである場合はその経費をどのように捻出するかについて明らかにすること。
- 7. 大学入試センター試験のために出勤した教職員は、振替を取得することとなっている。しかし、 1月は卒論・修論提出期限が近く、休日を取得することが困難な場合もある。講義、会議、卒論・

修論指導などの理由があり振替を取得できない場合は「代休」扱いとしセンター試験当日業務による所定労働時間内の休日出勤について割増賃金を支給すること。

- 8. 大学入試センター試験業務については、
 - 1) 全国一律の環境での実施を保証しなければならず、個人の裁量のないストレスの高い業務であること
 - 2) 事前説明会が実施されるなど、他の入試業務より慎重な取り扱いを要求される業務であること
 - 3) 1日目の最後のリスニングの試験を円滑に進めるための精神的負担が極めて大きいこと
 - 4) リスニングに関しては機械の調子が悪いとやり直しになり、入試業務が長時間となる場合 があること
 - 5) 厳冬期に二日間連続して長時間行う入試であるため、肉体的・精神的疲労が極めて大きいこと
 - 6) 多くの受験生にとって最初の入試であり、また受験生の数もその他の入試より多い。体調 不良を訴える受験生も比較的多いなど、慎重な対応が求められることが多いストレスの大 きな業務であること

などから、これまで特別にセンター入試手当が支給されていたと理解している。 大学入試センター試験の特殊性はこれまでと変わらない。一方、実際に働いた時間に応じて超過勤務手当を支給するというのは通常の労務管理に基づいた対応である。労務管理の適正化は組合として理解を示すが、センター入試手当を廃止することには合意できないので、以下の折衷案を提案する。



大学入試センターから配分される試験実施経費の人件費分のうち,超過勤務手当(割増賃金,休日給を含む)分を控除した額を当日業務従事者全員で頭割りしたものをセンター入試手当として配分すること。

12/18 全学教研集会「大学の単位制度と学年歴: ~クォーター制,時間割,単位互換等の諸問題~」報告



2019年12月18日,日本科学者会議岡山支部と共催で全学教研集会を開催しました。タイトルは「大学の単位制度と学年暦-クォーター制,時間割,

単位互換等の諸問題」,講師は立命館大学教授の 仲井邦佳氏です。

ご存知のように岡山大学は現在 60 分 4 学期制を取っておりますが、再来年度にそれが見直されることが決定しています。岡山大学の 60 分 4 学期制の評価を考えるにあたって、そもそも大学の単位制度とは何なのかを確認しておくことが重要であると考え、今回の全学教研集会を企画しました。

講師の仲井氏のご専門はスペイン語学とのことですが、大学の単位制度と学年暦に興味をもたれ、実際に中教審大学教育部会等を何度も傍聴されたとのことです。今回はその集大成とも言える

ご講演だったと思います。

単位制度の概要

そもそも大学の単位制度とは、19世紀末にアメリカで選択科目導入の際、異なった科目間で同じ価値とみなす必要性から発生したものだそうです。それぞれの科目ではもちろん違う内容を教えるのですが、各科目に「単位」を付与して数値でその価値を表すことにしたのが最初だそうです。

そのためには1単位がどういう価値なのかを規定しなければなりません。そこで使われたのは労働とのアナロジーです。当時のアメリカでは一週間の標準的な労働時間は月曜から金曜までが各8時間、土曜日が5時間、日曜日は完全な休日でした。つまり一週間に45時間働くのが標準でした。そこで、標準的には1週間の労働時間分の学習でもって1単位としよう、と決まったとのことです。すなわち、もともと「単位」とは労働(=学習)の対価という位置付けだったということです。

一週間の労働(学習)に対して1単位,ということになりますと,1年では何単位となるのでしょうか?

大学の1セメスターは15週にわたって授業が行われます。すなわち、1セメスターでは15単位取ることができるわけです。1年は2セメスター(前期、後期)ですから1年で30単位。それが4年間なので全部で120単位。これがもともとの日本の新制大学発足時の卒業に必要な単位となっていました。その後保健体育4単位が必修になったので、現在は大学の卒業要件単位は124単位となっています。本来は1年に30単位を4年で習得することを前提としたこの卒業要件単位ですが、現在の日本の大学ではそのほとんど

を3年間でとるようなカリキュラムになっていま す。無理がでるのは当然と言えましょう。

さて、1単位 45 時間ですが、これ は学習にかかるす べての活動を含み ます。そのすべて を教室内で行う必 要があるわけでは



ありません。もともと、大学の学習は自学自習が本来の姿だと考えられていますので、講義と自学自習の時間の比率は1:2であるのが標準と考えられています。具体的には、教室内での1時間に対して教室外での予習・復習等が2時間となります。

さらにこの「1 時間」というのも「大学時間」とか「アカデミック・アワー」と呼ばれる単位だと解釈されるのが一般的です。国際的には大学時間での「1 時間」というのは 45 分~50 分のことです。日本では、小中高では学校教育法の細則や学習指導要領で定めがありますが、大学に関しては定めがありません。そのため岡山大学では「1 時間とは 60 分ということだ」と主張して 60 分授業を実施しているわけですが、国際的な主流からは外れていると言えましょう。

1 セメスターの「15 週」というのも授業を 15 回行うという意味ではもともとありません。1 単位は学習にかかるすべての活動を含んで 45 時間分ですので、講義の時間も、自習の時間も、定期試験もすべてが含まれます。したがって、15 回は定期試験を含んで 15 回です。15 週と授業 15 回というのは同じことを指しているわけではないということがポイントだそうです。

15 週問題

大学での授業は必ず15回しなければならない、そこに試験を含めてはならない、というのは、

2008 年の中教審の「学士課程教育の構築に向けて(答申)」で初めて出たものです。このため日本のすべての大学で非常に学年暦が厳しくなっているのはみなさまご存知の通りです。しかし、これは授業期間 15 週と授業回数 15 回を混同したのではないか、というのが仲井氏の見解です。

大学設置基準によると、1単位の授業において 15 時間の授業が必要となっています。1回の授業が 1 時間であるならば、15 回の授業が必要ということです。この 15 回に試験を含めてはいけないとはどこにも書いていないそうです。

一方、授業を行う期間について大学設置基準では定期試験等の期間を含めて1年間で35週,各授業科目は10週または15週にわたるとの規定があります。15週を二倍しても30週にしかなりませんから、1年間35週というのと単純には合いません。「授業」に定期試験を含むのか含まないのかは大学設置基準の文言だけでは判断できないということです。

国際的に見ると、授業期間の「15週」には祝日も含まれていて、欧米では実質的に講義を行っているのは 14週程度、アメリカでは 13週が普通とのことです。日本では現在祝日を含めないで 15週としていますが、それは欧米に比べると 1,2週間長いということになります。また定期試験は、それなくして授業の評価ができないということを考えると学修時間の一部と考えるべきだとのことです。

国際的な状況も含めて考えると大学設置基準の授業期間「15週」というのは学年暦上の表現でこれには定期試験は含まれておらず、単位計算上の授業「15回」という場合には15回のうちに定期試験を含むと解釈すべき、というのが仲井氏の見解です。

大学の授業は 15 回でそこに試験を含めてはならないとする 2008 年の中教審の答申は、その後中教審大学分科会大学教育部会の議論で実質的に修正されているとのことです。

4 学期制

4 学期制については一般的 に(1)留学の促進, (2)短期集 中による学習の効率化, (3)研



究専念学期による研究強化の3つの目的があると言われています。これまでいくつかの大学が4学期制に移行しましたが、総合するとこれらの目的に対しては以下のような評価がなされているそうです。

(1) 留学の促進 → あまり効果なし。理由:学生が留学しないのは学年暦より金銭的問題,就活

問題の方が大きい。

(2)学習の効率化 → 一定の効果がある。しか し多くのデメリットもある。

(3) 研究強化 → ほぼ効果なし。授業をなくし てもゼミや委員会業務があり教員がその期間研 究に専念するのは困難。

ただしメリットもあり、セメスター制か4学期制 かという二者択一は不毛ということでした。科目 によってセメスターがふさわしいもの4学期制が ふさわしいものがあるので,柔軟に両立させるべ きとのご意見でした。2021 年度からの岡山大学 も両者の両立を可能とすることを目指すもので あることは評価できることだと考えます。

結論として、4学期制は全般的には問題が多い、

教研集会後、岡山大学の教養科目の時間割をご 覧になった仲井氏は「4 学期制のメリットは、週 2 回授業による学習の効率化ですが、外国語科目 の一部を除いて原則,週2日でなく,1日に2コ マ連続となっています。残念ながらこれでは4学 期制のメリットがほとんどありません。」とおっ しゃっておられました。



今回の講演は、普段私たちがもや もやと考えていることに対してきち

んとした根拠を示していただき,大変有意義であ ったと思います。単位制度, 学年暦は大学の教育 の根幹をなすものです。大学で教育に携わるもの として,これからもよりよい制度について議論し ていきたいと考えます。(笹倉万里子)

テニュア・トラック・ジュニア助教の雇用について

本年1月16日のメールでテニュア・トラック・ ジュニア助教の雇用についての通知が届きまし た。「テニュア・トラック・ジュニア」制度を試行 的に導入し、年俸360万円、通勤手当あり、任期 3年で契約更新なし、という条件で、本年4月1 日又は5月1日付けで10~15名の採用を予定し ています。本学では教員の定員削減が続いてきた ため, 若手教員の数が減り, 大学評価の基準の一 つである若手研究者比率が低下したため、若手教 員の採用を急遽決定したものと思われます。

当初,テニュア・トラック助教の雇用があると いう情報が流れたときには、少なからずの若手研 究者が興味を示したと聞きました。優れた業績を 出したら、その後も雇用が継続されるならとても 魅力的です。その後、公表された処遇が期待はず れであったため、応募を取りやめた方もあったと 聞きます。この処遇で、トップクラスの若手研究 者の採用ができるか疑問ですが,大学の財政がそ こまで逼迫しているのでしょう。それでもかなり の応募者がいたらしいので, 若手研究者の厳しい 状況が偲ばれます。

本制度には賛否両論が聞こえてきます。否定的 な見解は、処遇が悪くしかも3年たったら切り捨 てられる,大学の若手研究者比率を上げる一時し のぎではないか、若手研究者のポスト問題の先送 りに過ぎない, などです。一方, 肯定的な意見も あります。博士後研究員ポストは不十分なので, この様なポストがあることは、若手研究者には救 済にはなります。私は良い制度であるとは思いま せんが, 無いよりましだと思います。



しかし,この制度の運用に関 して気になることがあります。 本制度があるからと言って、学 ■ 位を取得した後, 海外の研究室

でポスドクをする機会を、見送らないでほしいで す。また、応募者の研究業績を審査して優秀な方 を採用すると思いますが, 受入研究室の研究力が 十分でないと、3年間で成果が上がらず、採用さ れた若手研究者がキャリアの積み重ねに失敗し ないことを祈ります。

「テニュア」とは、十分な業績をあげると審査 により大学教員として定年まで雇用される権利 を得られることを意味する名称です。にもかかわ らず、「任期3年で契約更新なし」という処遇に この名称を冠するのは、羊頭狗肉ではないでしょ うか。アパートのことを日本では「マンション」 と言いますが、この制度は、ワンルーム・マンシ ョンに相当するのでしょうか。

今回の制度を発展させ、岡山大学に若手研究者 が活躍できる環境を整備することを進めないと, 今回の制度は若手研究者比率を上げるだけの方 便に過ぎなかったと批判されるでしょう。テニュ ア・トラック・ジュニア制度に引き続く制度とし て, 恒常的な若手育成制度を検討予定であると聞 きます。岡山大学にとって、 若手研究者を育成し、 ポストを用意していくことが、研究大学として生 き残るためには重要です。今回の制度の試行を契 機に、全学の教職員が若手研究者の採用に積極的 になることを期待したいと思います。

(高橋裕一郎)

全大教中執が教員の「働き方改革」に関する声明を発表



2019 年 4 月から本格的に始動 した「働き方改革」。その影響は大 学教員の働き方にも及んでいます。 2019 年 6 月には、島根大学が裁量

労働制の教員の深夜・休日の研究活動に対して、 割増賃金を支払うよう労働基準監督署から是正 勧告を受け、およそ2年分の未払い賃金の支払い を行なっていたことが報道され、大学関係者に大 きな衝撃を与えました。

深夜・休日の研究活動の取り扱いには各大学も 頭を悩ませているようです。国立大学のほとんど で教員は裁量労働制となっていますが,裁量労働 ができる時間は平日の5時から22時までとなっ ており,深夜・休日は裁量労働制の範囲に入って いません。深夜・休日に研究をすれば,そこで割 増賃金を払わなければならない仕組みになって います。しかし,みなさまご存知のように,岡山 大学を含め今のほとんどの国立大学に教員の深 夜・休日の割増賃金を支払う体力はありません。 そこで,大学によっては深夜・休日には教員が大 学で研究をすることを許可しない,というところ も出て来ています。

研究者でもある大学教員にとって、時間に縛られずに研究できる環境は大切です。そのことは各大学の執行部も理解しており、現在の法律と大学教員の研究活動との間にいかに折り合いをつけるかが、喫緊の課題となっています。

国大協は2019年11月8日に「我が国の教育・研究力強化の推進に関する決議」1)を発表しました。その「2.創造的活動を行う大学の研究者(教員)にふさわしい労働時間法制の改善について」の中で「勤務状況把握の義務化や時間外労働上限規制が大学の研究者(教員)の創造的活動の実態

に馴染まない」とし、「自律的・自主的な学術研究 の場である大学の研究活動の特質を十分に踏ま えた労働時間法制に改めることを求める」として います。

日本学術会議は 2019 年 11 月 7 日に「研究者の「働き方改革」と自由な研究時間確保の両立についての日本学術会議幹事会声明」 2)を発表しました。その中で、「勤務時間管理についても学術研究の特性に配慮した取り扱いが望まれる」とした上で、高度プロフェッショナル制度について触れ、「今後の検討においては、裁量労働制との関係を含め、大学の研究者の自由な学術研究活動に資する方向での検討を求めるものである」としています。

これらの決議・声明では、大学教員には時間に 縛られずに自由な研究ができる環境が必要だ、と いうことが強調されており、その点に関しては同 意できます。しかし、これらの決議・声明におい て全く無視されているのは、現在の大学教員が、 研究以外の非裁量的な業務に忙殺されていると いう実態です。仮に現状のまま深夜・休日勤務に 対する歯止めがなくなったら、大学教員は深夜・ 休日に研究以外の業務をすることになってしま うのではないかという危惧を組合としては持っ ています。

そのことを指摘した声明を全大教が発表していますので、それを以下に掲載します。この問題に関してのみなさまの忌憚のないご意見をお寄せください。

- 1) https://www.janu.jp/news/files/20191112wnew-sokaiketsugi.pdf
- 2) http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo -24-kanji-3.pdf

大学教員の「働き方改革」に関する声明

2020年1月6日

全国大学高専教職員組合中央執行委員会

長時間労働の是正などを目的とした「働き方改革」が実施され、そのなかで、労働時間の状況の把握や、時間外労働の取り扱いが厳格化されつつある。しかしながら、これらの規制が大学教員の労働時間の自由な設計と相いれない面があるとして、大学教員の働き方への法規制に関して議論が起こっている。

大学教員の主たる職務の一つである研究は創造的な活動であり、大学教員が自由な意思に基づいて 活動できるよう、労働時間に関しても大学教員が自由に設計できることが望ましいことは当然であ る。しかしながら、国立大学の経営の実態やその下で大学教員が置かれている現状を踏まえれば、留 意すべき点があり、労働時間の自由な設計のみを主張する意見には慎重にならざるを得ない。

近年、大学の業務のうち、学生教育とそれぞれの大学のミッションに沿った全学的な取り組みの比重が増大している。その中で、大学教員が行う業務も、授業や授業準備、学生対応等の教育業務と、大学の組織的業務にかかわる会議や資料作成、入試業務等といった、研究活動以外の非裁量的業務が増大している。

文科省が実施した「平成 30 年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」によると、大学教員の勤務時間に占める研究活動時間の割合は平均で 32.9%であり、講師以上の専門業務型裁量労働制の適用条件である最低研究活動時間である 5 割をはるかに下回っている。

専門業務型裁量労働制の適用をうける研究者が、みなし労働時間をはるかに超えて深夜・休日にも研究活動を行っている背景には、「労働時間を自由に使いたい」というニーズ以前に、こういった非裁量的業務の増大により、深夜・休日に研究活動を行わざるをえない、という面が大きいことを看過すべきではない。教員が自由な発想に基づく研究を行うことができる時間を確保するためには、大学の業務を整理し、非裁量的業務を縮減する等の改善を行うことこそ、最優先で求められている。

大学教員の研究活動には、所属する大学の業務と不可分な研究と、研究者としての 成長を目的とした面が強い自己研鑽的な研究とがある。大学という機関は大学教職員 の働きにより成り立っており、大学の業務と不可分な研究に関する時間に対しては、



非裁量的な業務と位置付けられ、適正かつ相応の対価の支払いが行われるべきである。厚生労働省が病院に勤務する医師の自己研鑽について行なった通達を参考にすれば、少なくとも、所属する大学の業務と不可分な研究や、行わなければ制裁がなされたり低評価につながったりするような研究は、非裁量的な、あるいはそれに近い業務であるから、それらが深夜・休日に行われた場合には割増賃金の対象と整理すべきであるし、逆に非裁量的業務を適正な範囲にさえ抑えておけば、それによって自由な研究を阻害するような心配はない。

この問題に関しては、大学教員への「高度プロフェッショナル制度」の拡大など、労働時間の規制 を緩和する方向での検討を主張する声もある。しかし、非裁量的業務が増加する一方である大学教員 の働き方の実態を踏まえずに、労働時間の規制を緩和することは、対価の支払いが伴わない「働かせ 方」をますます強めることになりかねないのは、大学に限らない原理であろう。

労働時間規制の緩和よりも、大学の業務自体の精選と、大学教員の業務の内訳の整理を行うとともに、教育研究を支える教職員の増員やそれを保障する基礎的な運営費交付金の増額を行うことなどが、大学教員の自由な学術研究活動の充実と健康確保を両立させるためには必要なのである。

ローカル線で行く!フーテン旅行記

第68回

新旧の電車で初詣! 桜井線,阪堺電車

工学部職員組合 大西孝

読者の皆さん、明けましておめでとうございます。今年のお正月は、休みの日が続いたこともあり、あちこちにお出かけになった方も多いことと思います。筆者も年末年始は関西で電車に乗って神社へお参りに行きましたので、今回はその様子をご紹介します。

一つ目の目的地は、奈良県桜井市の大神(おおみわ)神社。「日本最古の神社」として知られ、同社のホームページによると、古くは「古事記」や「日本書紀」などに由緒が記されているそうです。奈良県では三輪(みわ)明神としても有名で、橿原神宮、春日大社とともに、多くの参拝者が初詣

に訪れます。大神神社の最寄り駅は、JR の桜井線の三輪駅で、奈良駅から約30分で着くほか、近鉄の天理駅や桜井駅からJR に乗り換えてお参りする人も多いようで、正月三が日は臨時列車が増発されます。桜井線を走る電車の多くは昨年の秋に最新型の車両に置き換えられ、快適に移動できます。三輪駅は古い木造駅舎の残る静かな駅ですが、参拝客で賑わう時期には臨時の改札口が設けられ、ホームの端から参道を歩くと、やがて三輪山の麓のうっそうとした木々の間に入り、さらに進むと、開けたところに江戸時代前期に作られた拝殿があります。巨大なネズミの絵馬が飾られた拝殿に参拝者が押し寄せ、普段の静けさとは異なるお正月の光景です。

奈良から大阪市内へ戻り,天王寺から阪堺電車 に乗って住吉大社へ向かいます。ここは三が日に 200万人を超える参拝客が訪れる,全国屈指の初詣スポットです。住吉大社と阪堺電車については,第46回の旅行記(2017年10月,組合だより215号)でご紹介していますが,正月三が日に注目すべきは,殺到する参拝客を運ぶために,昭和3年製の古い路面電車が駆り出されるという点です。三が日は通行規制のため,住吉大社へお参りするには,阪堺電車に乗るか,南海電車の住吉大社駅を使う必要があります。阪堺電車は年末年始の特別ダイヤが組まれ,特に天王寺から住吉までの区間は電車がひっきりなしに運行されるため,4両だけ残っている昭和一桁生まれの古豪も,この時ばかりはフル稼働します。この90歳を超える電車は,普通に乗れる列車(SL列車のような保存目



大神神社の最寄り駅,三輪駅ですれ違う桜井線の電車。昨年の秋から最新の電車になりました。到着した電車に多くの乗客が乗り込みます。



参拝者で賑わう大神神社。 拝殿の右には大きなネズミ の絵馬も飾られています。。 的のものを除く)としては国内最古だと思われますが、冷房がないので夏場は車庫で一日を過ごし、それ以外の季節に時折、運行されているようです。ただし、いつ走るかは時の運で、行ってみないとわかりませんが、三が日だけは何本か待てば乗れるので、全国から鉄道ファンが訪れます。筆者は偶然、昨年の年末にこの電車に乗ることができましたが、鈍く金色に光る真鍮の手すり、木の壁に塗られたペンキのひび割れ、床下から響く鈍いモータの音など、昭和にタイムスリップしたかのような雰囲気を味わうことができました。

新旧の電車を乗り比べた年末年始でしたが、電車に乗ってウキウキするのは、年男になった今年も変わらないようです。



住吉を発車して,住吉大社 の木々を左に見ながら堺方 面へ向かう阪堺の古豪。年 末の静かな風景ですが,三 が日は,多くの参拝者が行 き交います。



賑わう正月の住吉大社。ここには4つの本殿があり、 それぞれの社殿の前に参拝 者の列ができます。

単組だより【附属学園職員組合】



附属学園には、幼・小・中の各教育 現場としての取り組みに加えて、教育 研究および教員養成(教育実習)のミ

ッションが明確にあります。さらに、「働き方改革のモデル校」「公立校園への還元」なども含めた成果と、その"存在意義"を打ち出すことが要請されています。

一方,昨年度から今年度にかけて,病気休職者が一向に減らず,その補充教員も確保されていません。"疲弊ぶり""ブラック"などが取りざたされる状況は,公立校園以上です。

附属学園の教職員がどれだけ「有能」「前向き」「エネルギッシュ」「経験豊富」「貪欲」…であっても、やはり、現場の思いや声に耳を傾けた上での、職場環境や福利厚生の改善が喫緊の課題だと考えます。

去る11月20日(連合団体交渉翌日), 附属中では緊急職場会を開催し, 下記の意向を確認しました:

- 年内に高橋理事にお越しいただき、現場教員の 声を聞いていただきたい。
- ・あわせて,三村教育学部長および高橋課長はじ め担当事務方にもお越しいただきたい。
- ・別途, 附属学園の課題に焦点化した, 団体交渉をおこない, 職場改善を達成したい。
- …SDGs達成を経営方針に掲げる岡山大学,SDGsを意識した教育活動の推進に努める附属学園,だからこそ現場の思いや声が大切しながら,連帯していきたいと思います。

SDGs 8 「働きがいも経済成長も」, SDGs 1 7 「パートナーシップで目標を達成しよう」が, 附属学園の職場環境や教職員の表情・様子から, 公立校園に発信されることの意義を信じて, ご寄稿させていただきます。(附属学園 竹島 潤)

- *非常勤講師アンケートを実施中です。ご協力よろしくお願いします。
- *事務手続き簡素化に向けての意見を募集中です。各単組役員または、組合までお知らせください。